

事実婚に関する契約書

第1条（目的）

佐藤 守（以下「甲」という。）と鈴木 花子（以下「乙」という。）は、双方の自由な意思決定に基づき、これまでの氏を互いに保持しつつ、法律上の婚姻に相当する関係を築くことを目的として本契約を締結する。

第2条（誓約）

甲及び乙は、民法その他の法令に定める夫婦又は婚姻と同等の関係を持つことを相互に確認し、合意し、将来にわたり本契約の趣旨を遵守し、夫婦として互いに慈しみ合い、助け合い、協力し合い、生涯ともに生活していくことを相互に誓約し、かつ、次の各号に掲げる行為を行わないことを誓約する。

- （1）本契約の相手方以外の者と婚姻関係を持ち、本契約と同等の契約を締結し、又は内縁その他事実上の夫婦と認められる関係を持つこと。
- （2）本契約の相手方の同意を得ないで、養子又は養親となること。
- （3）不貞行為を行うこと。

第3条（遵守事項）

甲及び乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）正当な理由がない限り同居し、互いに協力し扶助すること。
- （2）各自の資産、収入その他一切の事情を考慮し、本契約による夫婦関係から生ずる費用を分担すること。
- （3）甲及び乙は、一方を世帯主とする住民基本台帳法に基づく住民登録をし、他方はその同一世帯に「配偶者（未届）」等の続柄をもって住民登録すること。

第4条（委任事項等）

- 1 甲及び乙は、その一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負うものとする。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りではない。
- 2 甲及び乙は、一方に医療行為が必要であると医師が認めるとき、他方がその医療行為について医師から説明（カルテの開示を含む。）を受け、医療侵襲の同意をし、又は治療方針の決定に同意するなど通常配偶者に与えられる権利の行使について相互に委任する。
- 3 甲及び乙の間に出生した子の親権者となった者は、当該子の保護者として社会通念上有すべき権限を他方に対して委任し、当該子に医療行為が必要であると医師が認めるとき、その医療行為について医師からの説明（カルテの開示を含む。）を受け、医療侵襲の同意をし、又は治療方針の決定に同意をすることを他方に対して委任する。

第5条（財産の帰属）

- 1 甲又は乙の一方が本契約の効力が生ずる前から有する財産及び本契約中に自己の名で得た財産（相続等により得た財産など）は、その特有財産（甲又は乙の一方が単独で有する財産）とし、本契約の効力が生じている期間中に甲及び乙が協力して得た財産については、一方が自己の名で得た財産であっても、その共有に属するものとする。
- 2 甲又は乙のいずれに帰属するか明らかでない財産は、その共有に属するものとする。

第6条（子の認知等）

本契約の効力継続中に乙が懐胎した子は甲の子と推定し、甲は、体内にある子でも乙の承諾を得て認知をし、又は子の出生届提出と同時に認知をしなければならない。

第7条（子の親権及び氏）

- 1 甲と乙の間の第1子の氏及び親権者は乙とし、第2子以下の子の氏及び親権者については、甲と乙が子の出生の都度、協議して定めるものとする。親権者及び氏に関する届出については、子の出生後直ちに行うものとする。ただし、この出生時に本契約が解除済みであるときは、第10条の規定に従う。
- 2 前項により子の親権者となった者は、親権の行使に際して他方の意思が反映されるよう努めなければならない。

第8条（合意による契約解除）

甲及び乙は、両者が合意したときは、書面により本契約を解除することができる。

第9条（合意によらない解除・契約の終了）

甲又は乙は、他方が次の各号の一つにでも該当したときは、他方に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

- (1) 第2条各号に掲げる行為があったとき。
- (2) 第3条各号に掲げる遵守事項に重大な違反があったとき。
- (3) その他本契約による夫婦生活を継続し難い重大な事由があるとき。

第10条（契約が解除された場合の子の監護・養育）

- 1 前2条の規定により契約が解除され、又は終了した場合において、甲と乙との間に未成年の子があるときは、当然にそのときの親権者が監護することはせず、子の利益が最大限に保証されることを考慮し、甲又は乙の一方からその後に看護する者を選ばなければならない。
- 2 前項により監護する者が選ばれた場合、速やかにその者が親権者となるよう必要な手続きをしなければならない。ただし、法の制約によりこの手続を行うことができない場合は、この限りでない。

第11条 (財産分与)

本契約が終了したときは、甲及び乙の協力によって得た第5条記載の共有財産は、双方に等分に分与するものとする。

第12条 (損害賠償)

本契約の終了につき責任のある当事者は、相手方に対し、別途、慰謝料の支払義務を負うものとする。